

TAC登録実務講習お申込みに関しての注意事項

【登録実務講習の対象者について】

- 登録実務講習の受講対象者は、宅地建物取引主任者資格試験合格者で、宅地建物の取引に関する実務経験が2年未満の方となります。

【お申込みにについて】

- 受講料をお支払いいただく場合には、受付窓口での現金納入、デビットカード、クレジットカード、銀行振込・郵便振替・その他TAC指定の方法によりお取扱いいたします。
- TAC提携校(金沢校)で受講される方はTAC直営校でのお申込みはできません。必ず受講されるTAC提携校(金沢校)窓口にてお申込みください。
- 銀行振込・郵便振替等でのお申込みの場合、振込手数料はお客様のご負担となります。
- お申込み時には、以下の添付書類が必要となります。ご提出いただけない場合、TAC登録実務講習のお申込みをお受けできません。
 - ① 宅地建物取引主任者資格試験合格証書の写し(宅建業法第16条に基づく宅地建物取引主任者資格試験に合格したことを証する証明書の写し)
 - ② 顔写真1枚(タテ3cm×ヨコ2.4cm、裏面に氏名を記入のこと、カラー・モノクロいずれも可)
- お申込みにあたっては必ず受講されるご本人様がお申込みください。
- TACの登録実務講習のみご受講の際は、入会金(¥10,000・8%消費税)は不要です。
- TAC登録実務講習をお申込みの際は、直接受付窓口(日吉校・早稲田校を除く)にお越しいただくか、郵送にてお申込みください(e受付ではお申込みいただけません)。TAC提携校(金沢校)で受講される場合は、TAC直営校でのお申込みはできません。必ず受講される提携校窓口にてお申込みください。それ以外の方法でのお申込みはできません。
- TAC株主優待券を含む、各種割引制度は一切ご利用いただけません。

【お申込みの締切について】

- 各日程とも申込締切日がございます。締切日を過ぎますと、一切お申込みいただけません。また、スクーリング(演習)の各クラスが定員に達した際には、申込締切日以前であってもお申込みいただけません。予めご了承ください。

【申込書について】

- お申込みの際には「TAC宅建登録実務講習専用申込書」に必要事項を漏れなくご記入のうえ、合格証書の写し、顔写真(タテ3cm×ヨコ2.4cm)をそろえてお申込みください。

【受講にあたって】

- 各日程のいずれも、講習内容は同一となります。
- 通信学習は、お送りする「不動産の実務手引書」と講義DVD、確認テストをもとに、約1ヵ月間の自宅学習となります(提出課題はございません)。スクーリング(演習)の初日までに一通りの学習を修了してください。学習内容は以下のとおりです。
 - (1)取引主任者制度に関する科目
 - イ 取引主任者制度の概要
 - ロ 取引主任者の役割及び義務
 - (2)宅地又は建物の取引実務に関する科目
 - イ 受付、物件調査及び価格査定の実務に関する事項
 - ロ 媒介契約に関する事項
 - ハ 宅地又は建物の取引に係る広告に関する事項
 - ニ 宅地又は建物の取引条件の交渉に関する事項
 - ホ 宅建業法第35条第1項及び第2項の書面の作成に関する事項
 - ヘ 宅地又は建物の取引に係る契約の締結に関する事項
 - ト 宅地又は建物の取引に係る契約の履行に関する事項
 - チ 宅地又は建物の取引に係る資金計画及び税務に関する事項
 - リ 紛争の防止に関する事項
- スクーリング(演習)では、「スクーリング演習テキスト」「スクーリング演習資料」「スクーリング演習ノート」「不動産の実務手引書」「確認用テスト冊子(計3回分)」「受講ガイド」を使用し、全5回(12時間)の演習を実施します。演習内容は以下のとおりです。
 - (1)取引実務の演習に関する科目(業務の標準の手順の修得のための演習)
 - イ 取引の目的となる宅地又は建物の調査手法に関する事項
 - ロ 宅建業法第35条第1項及び第2項に規定する説明の実施に関する事項
 - ハ 宅地又は建物の取引に係る標準的な契約書の作成に関する事項
 - スクーリング(演習)については、すべての演習に出席することが修了試験の受験要件となります。なお、TAC登録実務講習では、「クラス振替出席フォロー」などの一切のフォロー制度はございません。したがって、欠席された場合に他のクラスに振替することは認めません。お申込みいただいたクラスの日程どおりにご受講いただきます。

【修了試験について】

- 修了試験については、通信学習、全5回のスクーリング(演習)をすべて受講していただいた後に受験いただけます。なお、ご登録いただいているクラスでの受験に限らせていただきますので、お申込み前に日程をご確認ください。
- 修了試験は通信学習及びスクーリング時に学習・演習した内容より出題いたします。出題形式は以下のとおりです。
 - ① 通信学習の内容:一問一答式(○×式)による出題
 - ② スクーリング(演習)の内容:空欄補充(記述式)による出題
- 修了認定基準は、上記①②それぞれにおいて8割以上正解された場合といたします。
- 修了試験の問題冊子並びに解答用紙は、試験終了後すべて回収いたします。
- 修了試験合格者には登録実務講習修了証を受講者が申請した住所へ、TACより郵送いたします。

【その他の注意事項】

- 次の事項に該当する行為を行った場合は、これを不正受講とみなし、登録実務講習修了証の発行は行いません。また、登録実務講習修了証発行後に不正受講が発覚した場合には、これを無効とし、この旨国土交通大臣に報告するものといたします。
 - ① 登録実務講習申込時にご提出いただいた合格証書の写しに虚偽の表示があった場合
 - ② スクーリング(演習)及び修了試験において、替え玉受講等の不正行為を行った場合

【受講料等について】

- 受講料は、教材費・消費税8%が含まれます。
- 講座受講お申込み後における解約・返金についてのお取扱い
 - ①講座受講お申込み後における解約・返金についてのお取扱い
 - (1)講座開始日前の解約・返金について
 - イ 講座開始日(注1)前であれば、理由の如何を問わず、お客様からのお申し出により解約・返金させていただきます。
 - ロ 原則として、受領済み受講料の全額を返金いたしますが、返金処理にかかる銀行振込手数料はお客様負担とさせていただきます。また、教育ローン利用の場合は、さらにローンキャンセル手数料相当分を控除した金額を返金いたします。
 - ハ お受取りになった教材類は、返金時までにご返却いただきます。その際の送料は、お客様負担とさせていただきます。なお、教材類に折目または書込みなどの破損・汚損がある場合につきましては、TAC所定の価格表に基づき返金額より控除いたします。
 - (2)講座開始日以後の解約・返金について
講座開始日以後、健康上の理由、経済上の理由、その他個人的な理由により、申込者またはその法定代理人が、継続的な受講を困難または不可能と判断した場合には、お申し出ください。TAC所定の書類を提出いただいた時点をもって、お申し出があったものとみなし、受講料の預かり金処理、受講コース・受講形態等の変更または解約・返金を

TAC登録実務講習は国土交通大臣の登録を受けて実施する講座のため、通常の講座より注意事項など条件が厳しくなっています。
下記の注意事項をよくお読みいただいた後にお申込みください。お申込みの場合、下記事項についてすべてご承諾いただいたものとみなさせていただきます。

- させていただきます。なお、当該お申し出の期間は下記(3)の受講期間の最終日から一月前までといたします。
- (3) 上記(2)のお申し出により、解約・返金する場合の返金額は、受領済み受講料に受講期間(注2)に占める当該受講期間から下記に掲げる経過月数(注3)を控除した月数の割合を乗じて計算した金額を控除した金額(以下、「未受講料相当額」という)から、解約手数料としての未受講料相当額の20%に相当する金額(上限5万円)を控除した残額(10円未満の端数は切捨て)といたします。
- 〈算式〉
受領済み受講料×(受講期間-経過月数)÷受講期間=未受講料相当額
未受講料相当額-未受講料相当額×20%(上限5万円)=返金額
- (4) 上記(1)口に定めるローンキャンセル手数料のお取扱いは、講座開始日以後の解約・返金の場合についても準用いたします。
- (5) 上記(2)のお申し出により、預かり金処理、受講コース・受講形態等の変更をする場合のお取扱いは、解約手数料に関する部分を除き、上記(3)の算式を準用いたします。なお、これにより受講料に不足金が生じた場合には差額をお支払いいただきます。また、預かり金処理、受講コース・受講形態等の変更後に、解約・返金する場合の返金額は、上記(3)の算式にもとづき、解約手数料を控除した残額(10円未満の端数は切捨て)といたします。
- ② 講座に付随したキャンペーンまたは特典等として無料もしくは割引価格にてお申込みいただいた講座(以下、「無料・割引講座」という)についてのお取扱い
- (1) 無料・割引講座をご利用されていない場合には、①(1)と同様にお取扱いさせていただきます。
- (2) (1)以外の場合には、無料・割引講座分の受講料につきまして正規受講料相当分を申し受けます。なお、算定方法は前記①(3)を適用して返金額の計算をいたします(ただし、解約手数料に関する部分を除きます)。
- (注1) 講座開始日
お申込みいただいた日程の通信学習初回発送日
- (注2) 受講期間
お申込みいただいた日程の通信学習初回発送日の属する月からお申込みいただいたクラスの修了試験の属する月までの期間(月数)
- (注3) 経過月数
お申込みいただいた日程の通信学習初回発送日の属する月から解約の申立日の属する月までの月数
- (注4) 金額は全て消費税込みの金額といたします。

【閉講・クラス閉鎖について】

- お申込みいただいた講座、コース、クラスが開講日までに開講に必要な定員に達しなかった場合、やむを得ず閉講またはクラスの閉鎖を行う場合があります。その際は、受講方法や、クラスの変更の相談をお受けいたします。変更により受講ができない場合は、お支払いいただいた入会金、受講料の全額をお返しいたします。ただし、事前にクラスの合流等を告知していた場合はこの限りではありません。また、受講料のお支払いに必要で、お客様がご負担になった手数料等(振込手数料、コンビニ決済手数料、郵送料、教育ローン手数料等)は返金の対象となりません。なお、閉講またはクラスの閉鎖により生じた不利益については、TACは責任を負いかねます。

【解約について】

- 万一、当規約、「TAC利用ガイド」、各講座の「受講ガイド」もしくは法令等に違反する行為、その他社会通念上のルールを著しく逸脱した行為等があったとTACが判断した場合、TACは何ら通知催告することなしにお客様との受講契約を即時解約し、今後お客様とのお取引一切をお断りし、各校舎への立ち入りを禁止する場合があります。なお、解約に伴う返金額は【受講料等について】の項目の①(3)の算式を準用します。

【講座運営について】

- 地震・火災・停電等の災害が発生した場合、交通機関が運休・遅延した場合、講師が急病の場合、その他やむを得ない事情により、休講、講義日程・担当講師の変更、教材発送の遅延が生じる場合があります。なお、当日出席する方のために、予定どおり講義を実施する場合もあります。
- 機器の故障や通信回線の異常等のやむを得ない事情が生じた場合、提供する講座等の運営を一時的に停止する場合があります。
- 受講途中であっても、予告なしに担当講師や発送日程の変更、校舎の閉鎖・移転、コースの閉鎖、講義内容の追加・修正を行う場合があります。なお、校舎・コースの閉鎖を行い、受講継続が困難となった場合の返金額は、【受講料等について】の項目の①(3)の算式を準用いたします。

【教材発送について】

- 通信講座における教材等は、TACが定めた発送日程に従い、指定する宅配業者または郵便事業者(以下、「運送業者等」という)がお客様へお届けいたします。受付窓口でのお受取やTAC社員等によるお届けはできません。また、教材等はお客様ご指定の発送先住所とお客様ご本人のお名前をあて先として発送いたします。発送等の状況によっては受講料以外に送料や手数料を別途お支払いいただく場合がございます。なお、TACより発送された教材は運送業者等が定めた運送約款等の規約に従って取り扱われます。

【会員証について】

- 会員証は、会員としての資格をお客様本人にのみ帰属することを証明するものであり、会員としての資格を第三者に譲渡、貸与、または担保に供する等の行為はできません。
- 会員証を紛失した場合には、受付窓口にて再発行いたします。なお、再発行には、別途手数料がかかります。
- 会員証を不正に利用させた場合、並びに不正に利用した場合には、当該コース正規受講料の3倍の料金を申し受けます。

【修了証の紛失について】

- 修了証を紛失した場合は、再発行が可能です(1枚につき500円の手数をいただきます)。受講された校舎の受付にて再発行手続を行ってください。修了証は約1週間程度で出来上がりますので、改めて校舎へお越しください。郵送による修了証の発送は行っておりませんので予めご了承ください。

【著作権について】

- TACがお客様に提供する教材(テキスト、レジュメ、答練、DVD、カセットテープ、講義を収録した映像または音声データ、その複製物及びその他一切の著作物)以下、「TAC教材」という)に関する著作権、その他知的財産権はTACまたは権利者に帰属しております。
- TAC教材は、お客様ご自身が学習する目的以外に使用及び複製はできません。
- TAC教材の複製物を第三者に販売(オークションへの出品を含む)、贈与および貸与(有償・無償を問わない)することは、方法・理由の如何を問わず一切できません。
- 教室およびDVDルーム内において講義内容等を収録(録画・録音等)することはできません。
- 上記に違反した場合は、直ちに差し止めを求め、刑事告訴等の法的処置をとらせていただきます。また、複製したTAC教材を使用する講座(コース)正規受講料の3倍の料金を、使用者数(または複製した数量)を乗じた金額を損害賠償金として申し受けます。

【免責】

- TACの講座等をご利用になり、その結果としてお客様の知識・技能等の向上、就職・転職等の目的が達成できなかったとしても、TACは責任を負いかねます。
- お客様による講座申込書の記載内容の不備・誤記、虚偽、記載事項に変更が生じた場合の未届、講座申込書または当規約についての不知・誤解釈による不利益については、TACは責任を負いかねます。

【準拠法および合意管轄】

- 当規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。
- お客様とTACとの間における一切の訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【規約の変更】

- 当規約は予告なく変更することがあります。
- 強行法規の改正等により、当規約の一部が同法規に抵触する場合には、当該部分を同法規の定めに従い変更したものといたします。

【施行日】

- 平成26年10月1日施行